



2011年8月1日

「LT会」会報第11-12号（総90号）

LTコンサルティンググループ

外貨資本金人民元転ルールの調整について

中国国家外貨管理局は2011年7月18日付で「外商投資企業による外貨資本金の払出し・人民元転の管理に関連する業務オペレーション問題の整備に関する補充通知」（以下「2011年補充通知」という。）を發布し、8月1日から施行しました。これにより、2008年8月29日に發布・施行された通知（以下「2008年通知」という。）による運用ルールが強化されました。

2008年通知では、外貨資本金が株式投資や自家用以外の不動産購入等の投機的な資金使途に流用されることを防ぐために、外貨資本金の人民元転を銀行に依頼する際の確認手続き等が厳格化されました。2011年補充通知は、さらに支払に関する証憑の原本およびその真偽をインターネットで照会した資料の提出を義務づけています。その一方で、「手元予備資金」の名目で人民元転が可能な限度額は1か月5万米ドル相当額から10万米ドル相当額に引き上げられました。

1. 外貨資本金人民元転の基本ルール

親会社から外貨資本金口座に送金された外貨資本金は、公認会計士による検査（验资）を経たうえで、資金使途を示す契約書および支払いを確認可能な発票等の証憑を提出しなければ、人民元への転換が認められません。資本金口座を開設した銀行の指示に従って当局への提出書類を作成するとともに、必要な資料が早めに揃うように関係各所に協力を依頼してください。

資金使途	株式購入、自家用以外の不動産購入は不可	
支払方法	運転資金以外	口座留保不可（人民元転後、直接送金）
	運転資金・給与等	口座留保可（次回人民元転時に明細を提出）
提出資料	① 外商投資企業外貨登記ICカード ② 資本金の人民元転資金支払指示書（外貨管理局の制定様式） ③ 資本金の人民元転後の資金使途を証明する文件：売買契約書、支払請求書等 ④ 会計事務所が提出した直近一期の验资報告 ⑤ 前回の資本金の人民元転により得た資金が支払指示書に従い対外支払いされたことを示す発票等の証憑（原本）及び税務部門のインターネットにより真偽を照会した資料（要公印または財務印）、並びに使用状況明細表（外貨管理局の制定様式） ⑥ 銀行が必要とするその他補足資料	
手元予備資金の特例	運転資金を「手元予備資金」の名目で人民元転する場合は、 <u>1回当たり5万米ドル相当額まで、毎月10万米ドル相当額まで、上記③、⑤の提出を省略可能</u>	

（注）下線部は2011年補充通知による変更点

2. その他留意事項

代金支払方法が分割払いとなり、最終支払いまで発票が発行されない場合は、契約書等にその旨を明記するとともに、銀行に書面で説明する必要があります。また、保証金を差し入れる際は、発票自体が発行されない為、手元予備資金の範囲内で繰り返しを繰り返さない点にご注意下さい。